

経税部だより

# 医院継承に欠かせない相続税対策

顧問税理士団 黒岩 哲夫

ますます少子高齢化が進む中、60歳代になりますと医院の継承や相続税対策が気になるところです。そこで、今回は、相続税対策の基本的な考え方と最近の資産税に関する税制改正の内容を紹介しておきます。

## I. 相続税対策

### イ. 非課税財産の範囲

#### ①相続税の基礎控除額

「5,000万円+1,000万円×法定相続人数」

※被相続人に実子がいるとき、この算式での法定相続人数には養子のうち1人まで、実子がいないときは、養子のうち2人までを加えます。例えば、夫が死亡し妻と子供2人の場合は8,000万円まで非課税です。

#### ②生命保険金の非課税枠

「500万円×法定相続人」

#### ③退職金の非課税枠

「500万円×法定相続人」

- ・医療法人から支払われる死亡退職金
- ・小規模企業共済等の死亡一時金

#### ④弔慰金等の非課税

- ・業務上の死亡…普通給与の3年分
- ・業務外の死亡…普通給与の6カ月分

※医療法人の院長が業務中に死亡し、医院が弔慰金として5,000万円を支払った場合は(年間給与2,000万円) 2,000万円×3年=6,000万円で5,000万円は非課税となります。なお、明らかに退職金等に該当するものは除かれます。

#### ⑤仏壇、墓地、墓石などは非課税

### ロ. 相続税額の主な諸控除

#### ・配偶者に対する税額の軽減

課税価格の合計額×法定相続分または1.6億円のいずれか多い方の金額までは非課税です。

※その他、未成年者控除、障害者控除、相次相続控除、外国税額控除があります。

### ハ. 債務の控除(相続財産から差し引かれるもの)

相続人の債務、例えば、銀行等からの借入金、未納の所得税、住民税、固定資産税等の税額、事業上の未払金、葬式費用などが控除されます。

## 二. 不動産の(土地・建物)評価について

〈宅地〉

①宅地(自用地)の評価額…路線価格で評価され、通常は時価より安く奥行、角地、不整形地などにより補正等を行い、評価計算されます。

#### ②貸宅地の評価額

評価額=自用地価額×(1-借地権割合)

※借地権割合は30%~80%

#### ③貸家建付地の評価額

評価額=自用地の価額×(1-借地権割合×借家権割合×賃貸割合)

※借家権割合は30%

賃貸マンション等に供されている宅地

〈建物〉

①建物(自己の居住用、事業用)の評価額は固定資産税評価額×1.0

②貸家、貸ビルの評価額は固定資産税評価額×(1-借家権割合)

### ホ. 小規模宅地等の特例

上記二.により、各々宅地の評価(①~③)を行った後、小規模宅地等の特例の要件に該当する宅地等に

ついては評価減ができます。

①小規模宅地等の相続税の課税価格の特例とは、相続等により取得した事業用や居住用の宅地等の内、一定の面積までについて一定の要件を満たせば50%または80%の評価減ができる制度ですが、2010年度の税制改正により、次の見直しがされました。

a. 相続人等が相続税の申告期限まで事業または居住を継続しない宅地等(現行200㎡まで50%減額)を適用対象から除外します。

b. 一の宅地等について共同相続があった場合には、取得した者ごとに適用要件を判定します。

c. 一棟の建物の敷地の用に供されていた宅地等のうちに特定居住用宅地等の要件に該当する部分とそれ以外の部分がある場合には、部分ごとに按分して軽減割合を計算します。

d. 特定居住用宅地等は、主として居住の用に供されていた一の宅地等に限られることが明確化されました。

(注)上記の改正は、2010年4月1日以後の相続または遺贈により取得する小規模宅地等に係る相続税について適用します。

②上記の特例は原則的には相続税の申告期限までに遺産分割されなかった場合は適用されません。しかし3年以内に遺産分割されれば適用されます。

## II. 贈与税の制度を使った相続税対策

### ①贈与税の基礎控除額

贈与税の課税価格が年110万円以下であれば贈与税は課税されません。

### ②贈与税の配偶者控除の適用

婚姻期間が20年以上である配偶者から居住用の土地(土地の上に存する権利を含みます)または家屋を取得した場合、または金銭を取得した者が翌年3月15日までに居住用不動産を取得してその者の居住の用に供した場合は、申告を条件として最高2,000万円(贈与された居住用不動産等の価格を限度とします)が控除されます。

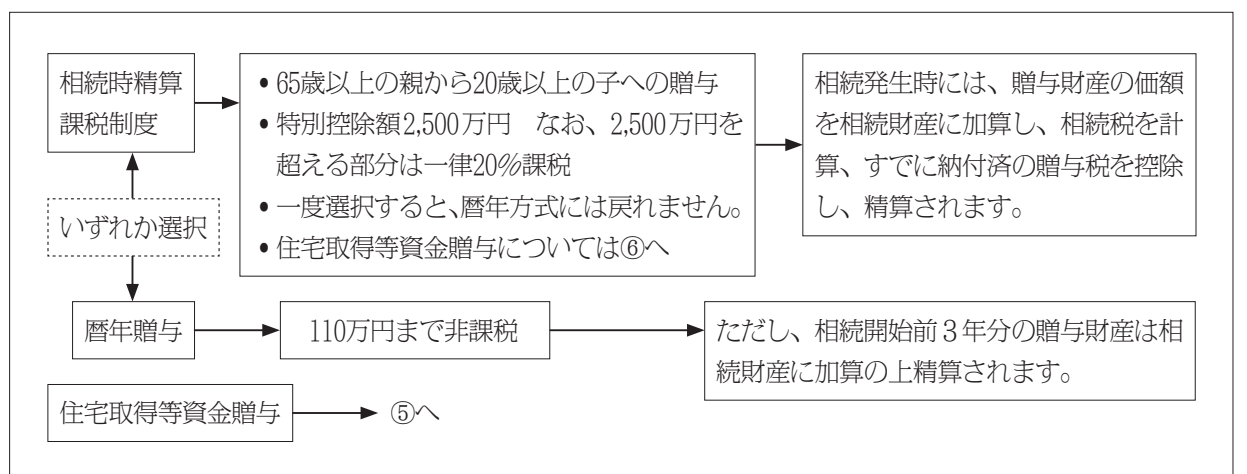
なお、将来万一居住用不動産を譲渡する場合を考え、土地だけでなく建物も同時に贈与し、適用要件を満たせば、譲渡所得の3,000万円控除×2人分が可能(本人と配偶者)です。

### ③特別障害者に対する贈与税の非課税

特別障害者扶養信託契約に基づいて金銭、有価証券、その他の財産が特別障害者(相続税の障害者控除対象者に同じ)を受益者として信託されたときは、その信託受益権でその価額のうち6,000万円までの金額は、贈与税の課税価格に算入されません。

### ④相続時精算課税制度について(下図参照)

### 図 相続時精算贈与と暦年贈与



(注1) 贈与財産は、贈与時の課税価格によります。

(注2) 相続時精算課税贈与は、一般的には将来値上がりするものや確実に収益を生む財産(例えば、賃貸物件等)について行うと有利といわれていますが、実際の適用に当たっては、専門家と十分相談の上、行って下さい。

(注3) 各相続人の遺留分についても配慮が必要です。

### ⑤住宅取得資金等の贈与の特例

a. 2009年1月1日から2011年12月31日までの間にその直系尊属から贈与により取得した住宅取得資金について、非課税限度額(2009年中は500万円、2010年中は1,500万円、2011年中は1,000万円)までの金額の贈与を受けた場合、適用対象となる者が贈与を受けた年の合計所得金額が2,000万円以下の者(2009年分は所得制限はありません)であるときは、その非課税限度額までの金額は贈与税の課税価額に算入されません。なお、2010年中に限り1,500万円特例と500万円特例(所得制限なし)は選択することが出来ます。

b. 資金贈与を受けた年の翌年3月15日までに原則として居住することが必要であり、かつ贈与税の申告書にこの規定の適用を受ける旨を記載し、一定の書類を添付し申告することが必要です。

c. 新築、新築・中古物件の取得及び増改築も対象となります。

### ⑥住宅取得資金に係る相続時精算課税制度の特例

a. 自己の居住の用に供する一定の家屋を取得(敷地の取得を含む)する資金または自己の居住の用に供する家屋の一定の増改築のために資金の贈与を受ける場合に限り、65歳未満の親からの贈与についても2,500万円の特別控除を適用することが出来ます。ただし、この制度は2011年12月31日までです。

b. 住宅取得等資金贈与については、相続時精算課税贈与の特別控除2,500万円と1,500万円の非課税枠の合計4,000万円まで贈与税がかかりません。なお、上記⑤の非課税額は、将来の相続時に相続税の課税価格に含まれないが、⑥の特別控除額の適用金額については相続税の課税価格に含まれ、相続時に精算されます。

### ⑦贈与と贈与分岐点

遺産総額を見積り、相続税の実効税率と贈与税の実効税率とを比較し、相続税の実効税率をやや下回るところで、財産を贈与すれば有効な対策となります。

## III. その他の留意すべき事項

①従来医療法人が解散し、清算所得が発生した場合は、清算所得の金額に対して清算所得課税により法人税が課税されていたが、本年10月1日以降の解散については期限切れの欠損金等考慮の上、通常の所得課税(益金-損金=所得)が行われます。

②小規模企業共済の給付金は、給付を受けるパターンによって退職所得扱い、雑所得扱い、相続税の扱いと変わりますので注意が必要です。

(おわり)